

守谷市手話言語条例(案)について

手話は、ろう者が日常生活及び社会生活を営む上での重要な意思疎通のための手段であり、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、明確に「音声言語」と対等な「言語」として位置付けられています。

しかしながら、これまでそうした認識が十分にされず、その使用環境が整っていなかったことなどから、ろう者は多くの困難や不安を抱えながら生活してきました。

そうした背景を踏まえ、手話の普及や理解促進、ろう者が手話を利用しやすい環境を整備すること等について、自治体の責務や市民と事業者の役割を示し、手話に関する施策を総合的に推進することによって、ろう者の社会参加を促進する共生社会の実現を目指し、条例を制定しようとするものです。

【逐条解説】

項目	解説
条例名	見ただけで手話言語についての条例だと分かりやすいよう、短く簡潔であり、他自治体で多く使用され全国的に認知されている「手話言語条例」の名称を用いました。
前文	条例本文に入る前に前文を設け、条例制定の前提としている手話言語、ろう者を取り巻く状況について先に触れることで、条例の意図をより強く明確に理解できるようにしました。
目的 (第1条)	手話に対する理解の促進、手話の普及及び手話を使用しやすい環境の整備等手話に関する施策の推進に向け、そのための基本理念、市、市民及び事業者の役割、施策の基本事項を定めることで、同施策を総合的に推進し、全ての市民がともに支え合う共生社会の実現を目指します。

<p>定義 (第2条)</p>	<p>条例中で使用される主要な用語の定義を定めています。</p>
<p>基本理念 (第3条)</p>	<p>手話に関する施策を進める上での根本的な考え方である基本理念を定めています。 手話が音声言語と同様に言語であるという認識に立ち、ろう者が手話を用いて意思疎通を図る権利を有することを市民が理解し、互いに人格と個性を尊重し合うことを施策推進の基本とすることを定めています。</p>
<p>市の責務 (第4条)</p>	<p>市が果たすべき責務を定めています。 市は、基本理念に基づき、手話の理解促進、普及、手話を使用しやすい環境の整備などの目的を達成するため、ろう者への配慮を行いながら、必要な施策を確実に推進していく責任があることを明記しています。</p>
<p>市民の役割 (第5条)</p>	<p>市民が担うべき役割を定めています。 市民一人ひとりが、手話が言語であるという基本理念を深く理解し、市が実施する手話に関する施策に協力するよう努めることを求めています。</p>
<p>事業者の役割 (第6条)</p>	<p>事業者が担うべき役割を定めています。 事業者に対し、基本理念を理解し、ろう者が商品やサービスを円滑に利用できるようにすること、また、ろう者が働きやすい職場環境を整えるよう努めることを求めています。</p>
<p>施策の推進 (第7条)</p>	<p>市が具体的に推進すべき施策の方向性を示しています。 手話の理解促進と普及、ろう者が手話で情報を得られる機会の拡大、手話による意思疎通の支援を主要な施策として掲げるとともに、市長が必要と認める事項も施策の対象とします。 また、これらの施策は、市の障がい者に関する計</p>

	画等と整合性を図り、ろう者等関係者の意見を聴きながら推進することを定めています。
学校等における普及の促進 (第8条)	<p>次世代を担う子どもたちへの手話の普及に関しては、子どもたちから手話に触れ、正しい認識を学ぶことが、地域社会における手話に対する理解の広がりにつながるものと考えます。</p> <p>市は、幼児、児童、生徒が、学校やその他の教育機関において、手話に触れる機会や手話を学ぶ機会を提供できるよう努めます。</p>
災害時等の対応 (第9条)	<p>災害時や非常事態におけるろう者への支援について定めています。</p> <p>近年全国的に多くの災害等が発生している状況の中、市は、こうした緊急時において、ろう者が安全に関する正確な情報を確実に取得し、円滑な意思疎通ができるよう、必要な支援措置を講ずるものとしします。</p>
財政上の措置 (第10条)	<p>手話に関する施策をより実効性のあるものとするよう財政上の措置について定めています。</p> <p>市は、本条例に定める施策を推進するために、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。</p>
委任 (第11条)	<p>条例の施行に関し、具体的な手続きや運用上の細目を定める必要が生じた場合、市長が別に定める規則等に委任する旨を定めています。</p>
附則	<p>条例の施行日を定めます。</p>

【施行日】
令和8年4月1日